

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年12月18日（木曜日）		
開 会	午前10時13分	閉 会	午前11時1分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 谷島 孝子 調査係主任 小林 舞実		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹          総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学          行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太          職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次          検査契約課長 松尾 一繁 検査契約課課長補佐 霜村 俊二          財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太          資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹          収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志          固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 中央人権福祉センター所長 田渕 聡          人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘          中央人権福祉センター主査 川上 正樹 男女共同参画課長 小清水 晃子          男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 山川 泰成 危機管理課長 田川 新一          危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 河口 正博 政策企画課長 上田 貴洋</p>		

	政策企画課課長補佐 増田 和人 秘書課広報室長 植田 孝二 文化交流課長 中村 和範 文化交流課課長補佐 入江 竜生 デジタル戦略課長 松田 仁史 デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎 <b>【市民生活部】</b> 市民生活部長 谷口 恭子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 市民総合相談課長 前田 武志 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光 <b>【環境局】</b> 環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 環境保全課長 西澤 直也 環境保全課課長補佐 広谷 英之 <b>【総合支所】</b> 河原町総合支所長 山根ちはる 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 用瀬町総合支所長 太田 潤一 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 気高町総合支所長 中原 登 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所長 小林 克己 鹿野町総合支所副支所長 西垣 拓二 <b>【監査委員事務局】</b> 事務局 局長 富山 茂 事務局 次長 有元 薫治 局長 補佐 太田 薫道 <b>【選挙管理委員会事務局】</b> 事務局 局長 有本 公博 事務局 次長 田渕 康修 <b>【市議会事務局】</b> 事務局 局長 一村 泰志 事務局 次長 太田奈津美
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前10時13分 開会

**【総務部・危機管理部】**

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

( ) おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

まず初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷です。本日は、総務部・危機管理部から御説明させていただく案件といたしましては、議案が2件、報告が2件ございます。まず、議案ですが、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）のうち、所管に属する部分と、議案第200号鳥取市職員給与条例等の一部改正についてということで、人事院勧告を踏まえた給与改定に係る補正予算並びに関連する条例の改正に関するものでございます。この後、担当課長のほうから説明のほうをさせていただきます。

次に報告であります。報告第32号と報告第34号、こちらは、専決処分事項の報告についてということで、いずれも、損害賠償の額と和解について御報告申し上げるものでございます。この後、担当課長のほうから説明させていただきます。

本日は、以上4件につきまして、審議のほどよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

#### 議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を、執行部、お願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横の資料3、総務企画委員会説明資料（令和7年度12月追加補正予算）に沿って進めさせていただきます。なお、資料の左に、予算書のページも振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、3ページを御覧ください。歳入についてでございます。款繰越金、前年度繰越金、補正額は4億5,177万1,000円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算（第5号）総額10億6,836万7,000円、こちらに必要となる一般財源でございまして、基本的には、給与改定分に充てるものでございます。歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。よろしく申し上げます。続きまして、歳出について説明をさせていただきます。資料は、同じく資料3です。4ページからになります。予算書は20ページからです。今回の補正予算は、人事院勧告に準拠した給与改定に伴い、一般職、特別職、会計年度任用職員の人件費を補正するものです。なお、関係条例の改正案は、議案第200号で提案をしております。補正の説明に当たっては、事業ごとの説明は省略し、給与改定の主な内容について御説明をいたします。主な改定内容は、1つ目に月例給与の引上げ、2つ目に期末・勤勉手当の引上げ、3つ目に通勤手当の引上げでございます。

まず、月例給は、若年層を中心に、平均で3.3%の引上げとなります。次に、期末・勤勉手当

は、年間支給率を、一般職及び会計年度任用職員については0.05月分、特別職については期末手当を0.05月分、それぞれ引き上げるものです。また、通勤手当は、距離区分ごとに、200円～7,100円の幅で引き上げるものです。これらの改定は、4月1日に遡って適用をします。このため、4月以降に支給した給与及び期末・勤勉手当の差額に加え、通勤手当を含む職員手当の差額分、これは、時間外手当も含まれます、それに伴う共済費の増額分を合わせて予算計上をするものでございます。歳出の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 議案第200号鳥取市職員給与条例等の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 では、引き続き、議案第200号鳥取市職員給与条例等の一部改正についての説明を、執行部をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。続きまして、議案第200号鳥取市職員給与条例等の一部改正について説明をさせていただきます。付議案は5ページ、資料のほうは資料4、付議案等説明資料の2ページでございます。説明は、資料4を使ってさせていただきます。

本案は、令和7年度の人事院勧告において示された、月例給、期末・勤勉手当、通勤手当等の見直しを踏まえ、本市においても、給与及び各種手当について必要な改定を行うため、関係条例の一部改正を行おうとするものでございます。対象となるのは、鳥取市職員給与条例を含め、全部で4つの条例でございます、これらを一括して提案するものでございます。

改正の概要について御説明します。先ほどの補正予算の説明と重複する部分がありますが、御了承ください。まず、月例給の引上げでございます。人材確保の観点から踏まえ、若年層を中心に、一般行政職等給料表を引上げ改定するもので、平均改定率は3.3%となります。これによりまして、例えば、一般職の一般行政職の初任給は、大学卒で1万2,000円引上げ、高校卒で1万2,300円引上げとなります。具体的な額で言いますと、大学の初任給ですと、今22万円から、今度は23万2,000円、それから高校卒の場合は、18万8,000円から20万300円へ、それぞれ引上げとなります。

なお、会計年度任用職員、これは、月例給の会計年度任用職員につきましては、職員給与条例を引用しておりまして、給料表は、一般行政職給料表の1級を適用しておりますので、こちらとも連動して、報酬ですね、報酬の改定が行われます。その結果、週30時間の事務職であれば、

1年目の職員で9,500円、5年目、マックス5年目の職員で9,300円の引上げとなります。もちろん、2年目、3年目、4年目の職員も、同じような改定がされます。

次に、期末・勤勉手当の引上げについてでございます。期末・勤勉手当の年間支給率につきましては、一般職、特別職、会計年度任用職員のいずれも、0.05月分引き上げるものです。なお、特別職は、勤勉手当がございませんので、期末手当の引上げとなります。それぞれの区分ごとの改定内容、年間支給率につきましては、一般職は4.6月から4.65月へ、特別職の職員は3.45月から3.5月へ、会計年度任用職員は4.6月から4.65月へ、それぞれ引上げとなります。

なお、今年度につきましては、国と同様に、12月の支給率を0.05月引き上げることで調整を行っておりますが、令和8年度以降は、6月と12月で支給率を平準化することとしております。このため、条例としては、令和7年度実施分と令和8年度以降の分、実施分とに、2段階の改正を提案しているものです。

続きまして、通勤手当の改定です。自動車等で使用して通勤する職員に対する通勤手当につきまして、距離区分及び支給額の見直しを行うものでございます。1つ目に、現行の通勤手当は、10キロメートル以上15キロメートル未満から、60キロメートル以上までの距離区分ごとに月額を定めております。この距離区分ごとの月額を、200円～7,100円の幅で引き上げるものでございます。

2つ目に、距離区分について、現在60キロメートル以上という上限を、100キロメートル以上とするとともに、60キロメートル以上100キロメートル未満の部分につきましても、5キロメートル刻みで、新たな距離区分を創設するものです。なお、具体の額につきましては、条例ではなく、規則のほうで定めるということとしております。

こちらの新たな距離区分の適用は、令和8年4月1日からとなります。

次に、その他手当についてです。1つ目に、宿日直手当につきましては、勤務1回当たりの支給額の限度額を、現行から300円引き上げ、4,700円とするものです。2つ目に、初任給調整手当についてです。医療職俸給表の引上げ改定を踏まえ、医師等の処遇を確保する観点から、医師等に支給する初任給調整手当も引上げ改定をするものです。条例では、上限額のみを規定し、その範囲内の具体的な額について規則で定めることとしております。なお、上限額は、31万から31万800円に引上げとなります。

最後に施行期日についてです。本条例の施行日は、令和8年1月1日といたします。ただし、給料等の適用につきましては、令和7年4月1日に遡って適用することとしております。また、通勤手当等の新たな距離区分の創設や、期末・勤勉手当の支給率の平準化などを定める改正条例第2条、第4条、第6条につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 先ほど、改正内容のところで、特別職は期末手当しかないから、これは、年間支給率が0.05月引上げだから、期末手当をその分引き上げるってということだったんですけど、私、人事院の発表されている資料の概要しか見てないんですけど、その概要にね、期末手

当及び勤勉手当の支給月数を、ともに0.025月分引上げって書いてたから、私は、期末手当しかなかったら、0.025月分しか上がらないんじゃないかと思ったんですが、要は、人事院が出してる分厚いやつをよく読めば、年間支給率が0.05月引上げっていうふうになってるっていうことでしょうか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 おっしゃるとおりでございまして、年間支給率を0.05月引き上げるということで、それに伴って平準化を図るっていうことで、6月・12月で平準化を図っているものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この条例改正については、反対です。理由は、これまでも言ってきましたけど、とにかく議員の分が、ここに含まれているのが、私はいまだに納得がいきません。議員は職員でもありませんし、幾ら特別職という位置づけかもしれないけれども、議員の分もここに含まって変えられるのは、おかしいんじゃないかなと思いますので、反対いたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論。上杉委員。

◆上杉栄一委員 毎回、共産党が、この件については反対だということで、以前も申し上げただけけれども、なぜ、議員が上げることに反対なのってことがよく分からない。というのが、議員の場合は、報酬ということにはなってるんですけども、実質的には、今もう生活給という形に、実際にはもうそういった形で、じゃあ、議員がそんなに報酬が高いかということになればですね、本当に今の生活給からすると、特に働き盛りの議員さんの場合、ほかの定職を持っておればけれども、議員一本でやっている、そういった方については、大変厳しい状況っていうのはあるというふうに思っておりますし、これを上げるのが反対でということであるならば、私は、前回もお話をしたんですけども、増えた0.05か月分ね、いわゆる公職選挙法に抵触しない関係で、その分については、例えば、ユニセフであったり、日本赤十字であったり、そういった分に、全部それは寄附しますと。それ黙ってですよ、黙って寄附するような、そういう技量の深さを見せていただければというふうに思っております。ですから、この件について、議員を外すということについては、反対であります。以上です。

◆吉野恭介委員長 討論としては賛成。

◆上杉栄一委員 ごめんなさい。討論は賛成です。今の、共産党の意見に反対だと。大変申し訳ございません。訂正します。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第200号鳥取市職員給与条例等の一部改正について採決をいたします。本案

に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告第32号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、報告に入ります。報告第32号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いします。雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。私のほうからは、公用車の物損事故の専決処分事項について御報告させていただきます。令和7年10月10日、新築家屋の評価の業務前なんですけども、所有者の敷地内に駐車するため、敷地入り口の坂道を上ったその上で、発生した事故によりまして。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。資料は57ページということで、よろしいですか。

○雁長 徹固定資産税課長 すみません。そうしましたら、資料の4の57ページと、付議案19ページの報告第32号により説明をさせていただきます。経過としましては、坂の上に上ったところ、塀及び玄関アプローチの敷設物に対する損害が発生しましたので、その旨を報告するものでございます。まず、資料4の57ページを御覧ください。公用車やタイヤ痕、塀、玄関アプローチの現場の状況は、記載の写真のとおりでございます。運転者は、敷地への進入路は狭小であったんですけども、坂を上り切った先にあるスペースへ駐車をしようと考え、車両右側と構造物にも十分な間隔が取れていなかったことから、接触を避けようとハンドルを左に切ったところ、タイミングが早過ぎたために、モルタル擁壁に乗り上げたものでございます。これにより、擁壁にタイヤ痕が付着するとともに、車両を移動した際に、擁壁上部が破損しております。その後、バックをして、再度、車両移動後に公用車を駐車したスペースなんですけども、駐車場としての利用は想定されておらず、玄関につながるように敷石が敷設されていましたが、その一部が剝離しております。状況は、資料の写真のとおりでございます。右上の写真が擁壁の破損部分、右下の部分、人が敷石を持ち上げてる部分、この1枚が剝がれた箇所でございます。

損害賠償の額につきましては、付議案にて説明させていただきます。

報告32号は、敷地内のモルタル擁壁の破損及び玄関アプローチの敷石が剝離した事故の損害賠償の額及び和解について報告するものですが、令和7年11月11日に補修作業を実施し、4万1,800円をお支払いすることで相手方と示談が成立し、令和7年12月3日に専決処分をしております。

内訳としましては、擁壁天端・敷石補修施工として3万3,000円、補修用モルタル剤として5,000円、消費税が3,800円の4万1,800円となっております。報告は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。

報告第34号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続けて、報告第34号専決処分事項の報告について、執行部、説明をお願いします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。報告第34号専決処分事項の報告について説明をさせていただきます。付議案は23ページ、資料は、資料4の58ページをお願いいたします。

これは、先ほどと同じく、公用車の事故の損害賠償の額及び和解について、令和7年12月9日に専決処分しておりますので、これを御報告させていただくものです。

事案の概要といたしましては、令和7年8月4日19時頃、相手方車両が、市内古郡家地内を走行中、防火広報をしておりました鳥取市消防団米里分団の消防ポンプ車から落下した管鎗、資料左下に写真がございますが、消防ホースの先につける筒先でございますが、これを、後続する相手方車両が踏んで、タイヤ1本がパンクしたというものでございます。

事故の原因といたしましては、管鎗を固定する器具が緩んでおまして、十分に固定できていなかったことにより、振動で落下したものでございまして、事故後は、この器具を修理するとともに、消防団の分団長の会議において、同様の事故がないよう指導し、事故防止の徹底を図っております。大変申し訳ございませんでした。

損害賠償の額及び和解の内容といたしましては、鳥取市側の過失割合を10割として、相手方車両のパンク修理費2,200円を、相手方に支払うというものでございまして、相手方とは、12月9日に示談が成立しております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 消防ポンプ車から落下したってということなんですけど、これは、広報活動で走られてたということなんですけどね、どういう場合でもっていうか、火事ときは、そんなことしとれないのかもしれないけど、安全点検というんですかね、大丈夫かなんかっていう点検をしてから出発するとかっていうものでもないんですかね。何か緩んでるとか不具合だっというの、日常的にこう点検されてないものなのかなと思ったんですけど、それはどうなんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。もちろん、実際に乗車して活動する前には、まず点検をしてというようなことが基本でございまして、ここは、その部分も、十分でなかったということで、この固定する器具自体が、ちょっと緩んでいるということ認識できないまま、出発してしまったということで、この広報に関しましては、ちょうど盆前の時期でございまして、火を墓地などで使って、山林火災などが起きやすいということから、こちらのほうから依頼をして、防火広報していただいたときのものでございますが、通常の火災の場合と違って、あまり事前の確認とかということが十分でなかったことによるものだと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 マニュアルっていうか、こういうふうにしましょうみたいなものは、一応あるんですかね。日頃の点検だとか、何か出かけていくときの事前のチェックとか、何かそういう決まったルールみたいなんがありますか。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 具体的に、マニュアルとしてまとめているかというところになると、私もそこまでは承知しておりませんが、活動前には点検をしてということで、通常の器具の点検などは、チェックシートなどで項目がございまして、確認をするんですけども、ここまでの細かい内容のものが、その中に項目として含まれていたかどうかというところまでは、申し訳ありません、確認しておりません。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 再発防止っていうことで、注意喚起をされたということなんですけれども、何かしら決まったルールがあるんだとしたら、それを徹底するで、分かりやすいと思ったんですけど、何かそれぞれが独自にみたいなことだと、ちょっとなかなか、そうはいつでも、抜けるところがあるんじゃないのかなと思ったので、その点は検討してみてください。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。なしでいいですね。

それでは、これで総務部を終わります。執行部の皆さんは御退室ください。ありがとうございました。

#### 【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、企画推進部に入ります。

まず初めに、河口企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口企画推進部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。本日の案件は、議案第192号でございます。一般会計補正予算（第5号）、所管に属する部分でございます。このたびの補正予算の歳出につきましては、令和7年度の人事院勧告、これを踏まえた人件費の改定ということでございます。総額といたしましては、本部につきましては296万4,000円の増額ということでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

#### 議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。植田室長。

○植田孝二秘書課広報室長 広報室、植田でございます。それでは、議案第192号令和7年度鳥

取市一般会計補正予算、所管に属する部分について御説明をいたします。資料は、3を御覧ください。資料3、2ページでございます。

このたびの補正予算は、歳出のみでございます。予算書は21ページ、款総務費、項総務管理費、目文書広報費、細目は広報紙発刊配布費の（市報発刊配布費）でございます。補正前額5,477万3,000円、補正額は19万9,000円の増額、補正後額5,497万2,000円でございます。財源は一般財源です。これは、議案第200号鳥取市職員給与条例等の一部改正に基づき、市報製作を行う会計年度任用職員1名について、給与や期末・勤勉手当、共済費などの人件費が増となることによるものございます。引上げの内容を3ページに記載しておりますが、総務部・危機管理部の議案審査において説明されていることと思しますので、資料を御確認いただくということで、口頭での説明は省略させていただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段になります。企画費、国際交流促進費でございます。予算書は23ページを御覧ください。内容は、（国際交流員配置事業費）でございます。補正額は30万7,000円でございます。こちらは、先ほどの広報室長の御説明のとおり、給与条例等の一部改正によるものがございます。会計年度任用職員であります国際交流員3名の人件費、給与の期末・勤勉率改定に伴う増額でございます。

続きまして、その下段でございます。国際交流プラザ運営費でございます。予算書は、同じく23ページを御覧ください。内容は、（国際交流プラザ管理運営費）でございます。補正額は34万7,000円でございます。こちらも、同じく国際交流プラザ、会計年度任用職員2名の人件費でございます、給与、期末・勤勉率改定による増額でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。続きまして、1つ下段であります、電算処理費の職員費になります。予算書は、同じく23ページとなります。補正額につきましては、193万8,000円の増額となります。こちらは、先ほどから説明あるとおりですが、人件費、給与、期末・勤勉率の改定に伴い、デジタル戦略課の職員の人件費につきまして増額するものとなります。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。続きまして、その下段になります。教育費、社会教育費、社会教育総務費、事務局費でございます。予算書は、53ページを御覧ください。内容は、（文化交流課事務費）でございます。補正額は17万3,000円でございます。こちらも、先ほど来の説明と同じく、文化交流課の会計年度任用職員1名の人件費、給与、期末・勤勉率改定による増額でございます。

以上で、議案第192号一般会計補正予算の所管に属する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、企画推進部を終わります。執行部の皆さんは御退室ください。ありがとうございました。

### 【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 市民生活部に入ります。

まず初めに、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。谷口市民生活部長。

○谷口恭子市民生活部長 市民生活部の谷口でございます。市民生活部に係る案件は、議案第192号鳥取市一般会計補正予算（第5号）の1件でございます。職員課のほうから御説明がありましたとおり、令和7年度の人事院勧告を踏まえた給与改定によりまして、市民生活部に係る人件費の補正予算、総額5,452万5,000円の増額をお願いするものでございます。給与改定の概要は、職員課の説明のとおりですので、割愛をさせていただきたいと思います。

歳入につきまして、市民課、北村次長のほうから御説明をさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

### 議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。北村次長。

○北村貴子次長兼市民課長 市民課、北村でございます。議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）、所管に属する部分の内容につきまして、お手元にお配りしております資料1の、令和7年12月定例市議会、総務企画委員会補正予算説明資料、12月追加補正分について説明させていただきます。なお、歳出項目は、市民生活部で一括して、歳入項目のある市民課で御説明いたします。

市民生活部の各補正項目は、令和7年度の人事院勧告に準拠した給与改定に基づきまして、一般職、会計年度任用職員の人件費の補正予算を計上するものでございます。令和7年4月1日に遡及して改定いたしますので、4月以降の給与・職員手当・共済費の改定差額を計上するものでございます。

それでは、市民課に関連する歳入についてでございますが、資料1の2ページを御覧ください。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務費補助金の社会保障・税番号制度シス

テム整備費補助金を284万4,000円増額しております。この補助金の内訳は、氏名の振り仮名の法制化に係るもの20万2,000円、マイナンバーカード交付事務費補助金264万2,000円でございます。この歳入の積算根拠となります、充当先の歳出の内訳につきましては、5ページを御覧ください。

まず、上から3項目めの戸籍事務費、（戸籍の振り仮名記載事務費）ですが、会計年度任用職員の人件費20万2,000円の増額補正でございます。

そして、下から2項目めの個人番号カード関連事務費、これは、会計年度任用職員の人件費264万2,000円の増額補正でございます。

いずれも、財源は、歳入で説明いたしました国庫支出金となります。

議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）、所管に関する部分の説明については以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明をいただきました。

質疑のある委員の方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、市民生活部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございます。

#### 【監査委員】・【選挙管理委員会】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 それでは、各種委員会等の審査に入ります。

まず初めに、富山監査委員事務局長、有本選挙管理委員会事務局長、一村市議会事務局長の順で、御挨拶をいただきたいと思います。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局長併せて公平委員会書記の富山です。今日は、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第5号）の12月の追加補正予算の所属に関する部分を御審議いただきます。よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局長の有本でございます。富山局長と同じでございます。どうぞよろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 一村局長。

○一村泰志市議会事務局長 市議会事務局長の一村でございます。市議会事務局のこのたびの追

加補正予算は、人勧実施に伴います給与改定等によりまして、人件費の増額をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

議案第 192 号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第 192 号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明を一括してお願いします。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員事務局の富山です。そうしますと、12月追加補正予算説明資料の2ページ、監査委員費になります。監査委員費の12月追加補正は、事務局職員の給与改定によりまして職員費の増額としまして、150万3,000円を計上しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局、有本でございます。引き続き3ページを御覧いただきたいと思っております。選管事務局では、歳入・歳出、それぞれ同じように給与改定に伴います増額予算をお願いをしようとところでございますが、1点、夏に実施いたしました参議院議員選挙費、これは、既に終わっているものではございますが、人事院勧告、4月に遡及して改定をされるということでございますので、当日、事務従事をしていただいた職員の皆様の時間外勤務手当も、遡及して計上させていただいているものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 一村局長。

○一村泰志市議会事務局長 資料のほうは、4ページのほうをお願いいたします。まず、議員期末手当ですが、期末手当の年間支給率が、0.05月引き上げられたことによりまして、107万8,000円の増額。その下の職員費につきましては、給与改定などに伴う事務局の一般職員の職員費でございますが、224万8,000円の増額。その下の事務局費につきましては、事務局の会計年度任用職員の給与改定などに伴う34万5,000円の増額。合計367万1,000円の増額補正を計上させていただいております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 議会費のところの、議員の期末手当というところに反対です。条例改正のところも反対しましたが、議員報酬については、特別職報酬等審議会条例ってということで、報酬については、そういう審議会だね、何かあったら審議されるっていうことになってますけど、この期末手当っていうのは、そこに含まれてないというふうに前に聞いたことがあって、議員の期末手当が、こうやって職員と一緒にね、特別職の分が変えられるときに、何か一緒になって変わっていくってというのが、どうも私はしっくりとこない、納得いかないってところ

るがあります。

それと、あと、今ずーっと物価高騰が続いててね、先ほど議員も大変なんだっていう御意見もありましたけれども、本当に市民にとって、こう受け入れられるのかなというふうにも思います。だから、反対します。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論。上杉委員。

◆上杉栄一委員 先ほど討論した、議案200号での賛成討論と一緒になんですけれども、物価高騰の折に、議員は、一般の市民は大変苦しんでるけども、議員が、それ一緒に上げるのはどうなのかというような、そういった議論だったんですけども、これが、1人当たりどれぐらいが上がるんかちょっと分かりませんが、そんなに、目くじら立ててするような議論なのかなというふうに、私は大変これは不思議に思うわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたように、差額で頂いた分であるならば、反対だということならば、公職選挙法に違反しない、そういった状況の中で、第三者に寄附なりされて、私は、それで反対をしますという、そういった態度を見せていただければ、そういったことで言われるのであるならば、今の状況からすると、これ一括して上げるっていう話になるんで、それを反対だということになれば、そういった方法を取るっていう方法もあるんじゃないかなというふうに、老婆心ながら、そのことだけは申し上げておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 賛成討論をいただきました。そのほかありますか。討論なしと認め、これより、議案第192号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、総務企画委員会を終了します。お疲れさまでした。

午前11時1分 閉会

# 令和7年12月定例会 総務企画委員会

## (議案審査、報告)

日時：令和7年12月18日(木)

本会議終了後

場所：本庁舎7階全員協議会室

### 総務部・危機管理部

#### ◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第192号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】
- ・議案第200号 鳥取市職員給与条例等の一部改正について

#### ◎報告

- ・報告第32号 専決処分事項の報告について(固定資産税課)
- ・報告第34号 専決処分事項の報告について(危機管理課)

### 企画推進部

#### ◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第192号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

### 市民生活部

#### ◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第192号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

### 監査委員

### 選挙管理委員会

### 市議会

#### ◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第192号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】